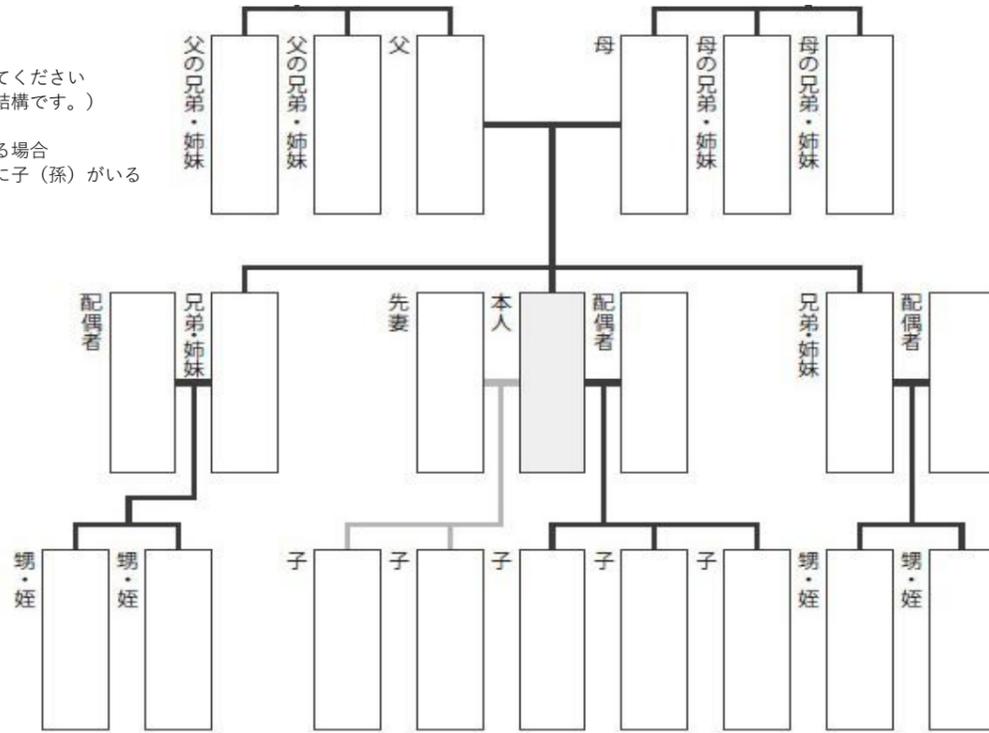


手順1 家族構成を確認する

親族関係図 配偶者（有・無）+ 子（ ）人 + その他（ ）人 = 法定相続人合計（ ）人

※以下、書き加えてください
（書ける範囲で結構です。）
・子に配偶者がいる場合
・子と配偶者の間に子（孫）がいる



手順2 財産を棚卸しする(相続税の対象となる財産)

財産について

☐不動産について

種類 ※○で囲う	所在場所	相続税評価額	利用状況等	時価評価（参考）
土地・建物				

不動産評価額合計 A 円

☐その他財産

現預金	円	
株式	円	その他
生命保険	円	※法定相続人を受取人とした死亡保険・その他保険（ ）
負債	▲ 円	
その他	円	
その他	円	

B 円

遺産総額（概算）A+B

円

手順3 相続税の申告可否判定

1. 基礎控除額の算出

$$3000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数} \text{人} = \text{基礎控除の額} \text{万円}$$

①

2. 生命保険金の非課税限度額の算出 ※法定相続人が受取人となる死亡保険金がある場合

$$500万円 \times \text{法定相続人の数} \text{人} = \text{保険金非課税額の限度} \text{万円}$$

②

※死亡保険金額が非課税限度枠を下回る場合は、死亡保険金額が控除上限となる。

3. 課税遺産総額の試算

$$\text{遺産合計} \text{万円} - \text{基礎控除の額} \text{万円} - \text{※保険金非課税額の限度} \text{万円} = \text{課税遺産総額} \text{万円}$$

① ②

課税遺産総額が + の場合

課税遺産総額が - の場合

相続税の申告が必要

まずは、相続税の試算をしましょう。



- > どれくらいの納税額になるのか？
- > 小規模宅地の特例利用で評価を下げられるか？
- > 不動産の評価を正式に算出したら、下がる？
- > 配偶者控除で、納税額を減らされる？
- > 二次相続まで考えたシミュレーションを。

相続税の申告は不要

相続税申告は必要ないかもしれないが...



- > 「相続」自体は誰にでも起こるものです。
- > 遺産分割で分けにくい財産がありませんか？
- > 不動産の時価評価額を把握していますか？
- > 代償金（代償分割）の準備は出来ていますか？
- > 負債などは、ありませんか？

事前に準備（現状把握）と対策をしておくことが大切です。

※生前贈与を行うことで、課税遺産総額を減らすことが出来る場合があります。（専門家に相談しましょう）

その他

※過去3年以内の贈与・相続時精算課税制度利用は、相続財産に持ち戻し

☐贈与等

- ・過去3年以内の贈与（あり・なし）
- ・相続時精算課税制度の利用（あり・なし）
- ・その他